

# DV・ストーカー被害防止のための 新たな援助制度

より深刻な被害に進展するおそれ  
のある被害防止のために

---

充実した総合法律支援の実施方策 有識者検討会  
第3回会議 2014. 4. 25

日弁連 両性の平等に関する委員会  
副委員長 弁護士 横山幸子

# DV・ストーカー被害者支援における 弁護士の有用性について

- 1 DV・ストーカー被害者の支援は、警察が必ずしも有効とは言えない。
  - ① 被害者と加害者の関係性→親しい間柄で被害が発生することが多い→被害者は警察に通報することを躊躇する。
  - ② 警察沙汰にすると報復されるのではという恐怖。
  - ③ 証拠上の問題から、構成要件的に警察では扱えないケースの場合も多い。

2 弁護士への支援は、臨機応変かつ柔軟な対応ができる。

- ① 内容証明郵便による警告書の送付、面談強要禁止・架電禁止の仮処分、DV防止法の保護命令の申立、男女関係清算の調停等、それぞれの事案に応じた支援が行える。
- ② DV防止法の保護命令の要件を欠く事案やストーカー行為の頻度等からストーカー規制法の警告の対象とはならない事案にも対応できる。

# 現在ある制度とその不備な点

## 1 現在ある制度

- ① 犯罪被害者法律援助制度→財源の限界  
※日弁連委託援助制度
- ② 法テラスの民事扶助制度→資力要件の  
審査等で緊急対応が困難、償還義務
- ③ 法テラスの精通弁護士紹介制度→紹介  
のみで、その後の支援制度に繋がりにくい

# 被害者支援に必要なこと

- ① 早い時点での支援が可能であること
  - ・つきまとい行為が繰り返される期間が長引くことによる被害者のダメージの大きさ
  - ・深刻な身体・生命への危害に発展する可能性
- ② 相談しやすいこと
  - ・費用負担がない、若しくは少ないこと
  - ・手続き等が簡便

# 迅速、適切な支援を行うために

## 1 無料法律相談制度の新設

- ・犯罪被害者だけでなく、被害者となる可能性のある者、その親族の相談も含める。→被害の早期に救済するため、また警察による保護から外れている者の支援のため
- ・資力要件なし→審査による時間のロスを解消し、機動的な支援に結び付けるため

## 2 新たな犯罪被害者法律援助制度の新設

### ① 制度の国費化

- 現行の犯罪被害者法律援助制度は日弁連の委託援助事業→財源の限界
- 犯罪被害者の支援は本来は国の責務→支援の費用は国費で賄うべき

### ② 援助対象者の拡大

- 犯罪被害者となる前の段階での支援

③ 民事扶助による支援を新たな援助制度に  
組入れ

- DV防止法の保護命令、ストーカー規制法の  
警告等での支援が困難な被害者の支援→  
これまでは民事扶助で対応  
しかし、被害者支援の必要性は同じ



資力要件の緩和＝200万円未満  
償還なし(給費制、少なくとも償還免除が原則)



# 弁護士の本質と量の向上

- 支援にあたる弁護士に求められるもの→高い  
専門性
- 支援にあたる弁護士の現状→加害者からの  
攻撃の危険性



これらに対応できるのは

原則複数受任制の導入

## 犯罪の被害に遭われた方へ



- ▢ [犯罪被害者の権利](#)
- ▢ [日弁連、各地の弁護士会、弁護士による犯罪被害者支援](#)
- ▢ [犯罪被害者の方々のために弁護士ができること](#)
- ▢ [弁護士費用のこと](#)
- ▢ [各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧](#)

### 犯罪被害者の権利

2004年に制定された「[犯罪被害者等基本法](#)」には、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されています。

犯罪の被害に遭われた方には、加害者に対して弁償（損害賠償）を求める権利や、加害者とされた者に対する刑事事件に参加するなどの形で関わって意見を述べる権利など、さまざまな権利や利益が法律によって認められています。

### 日弁連、各地の弁護士会、弁護士による犯罪被害者支援

日弁連は、1999年に「[犯罪被害者支援委員会](#)」を発足させて、犯罪被害者の方々の支援に取り組んできました。

現在では、全国各地すべての弁護士会に、犯罪被害者の方々の支援に関する研修を受け、犯罪被害者の方々を支援した経験のある弁護士がいます。

また、多くの弁護士会に、犯罪被害者の方々のための法律相談窓口が設置されています。下記のリンクボタンよりご確認ください。

[各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧](#)

### 犯罪被害者の方々のために弁護士ができること

犯罪被害者の方々のために弁護士が行っている支援として、たとえば、次のようなものがあります。

#### 今後の流れのご説明

被害に関する民事や刑事等の法律上の手続きについてご説明します。民事というのは、ひとこと言えば、弁償に関する手続きのことです。

また、刑事というのは、加害者とされた者（被疑者または被告人と呼ばれます）に対して刑罰を科すかどうか、刑罰を科すとしたらどのような刑罰にするかを決める手続きのことです。

#### 告訴状の作成

被害者の方々の代理人として告訴をします。告訴というのは、被害者の方々が、加害者を処罰してくれるよう、警察や検察に申し出ることです。

#### 事情聴取等の付添

警察などでの事情聴取などに付き添います。

#### 加害者との示談交渉の代理

弁護人（加害者とされた者の弁護にあたる弁護士）からの示談申入れなどに対して、被害者の方々の代理人として、被害者の方々に代わって加害者側との対応に当たります。

#### マスコミ対応

被害者の方々に代わってマスコミへの対応をお引き受けします。

## 損害賠償請求

加害者に対して弁償を求める手続き(損害賠償請求)を行います。

## 被害者参加弁護士

加害者とされた者に対する刑事裁判の手続きに被害者の方々が参加されるときには、被害者参加弁護士として活動します。

## 弁護士費用のこと

### 相談料

犯罪被害者の方々のために各地の弁護士会が設置している法律相談窓口の中には、相談料を**無料**としている相談窓口も少なくありません。

詳しくは、各地の弁護士会にお問い合わせください。

[各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧](#)

## 弁護士報酬(弁護士に依頼したときの費用)

弁護士報酬は、原則として、依頼をする方とお引き受けする弁護士との間で取り決めた金額を、ご自身でお支払いいただくこととなります。

## 弁護士費用などについての立替えや援助の制度

弁護士報酬をご自身で負担するのが困難な方のためには、弁護士報酬の援助や立替えの制度があります。

### ■ 損害賠償請求について利用できる手続き

日本司法支援センター(法テラス)が行っている「民事法律扶助」制度を利用することができます。

この制度は、加害者に対して弁償(損害賠償)を求めるための法律上の手続き(裁判など)を行うための費用、たとえば、裁判所に納める手数料や弁護士費用を法テラスが立て替え払いして、被害者の方々は、その立替金を法テラスに分割払いで返還する(償還といいます)というものです。立替金の償還については、猶予や免除の制度もあります。

この制度を利用するためには、収入が一定の基準額以下であることなど、法テラスが決めた条件を満たす必要があります(収入についての基準額は、お住まいの場所や世帯人数によって異なります。)

詳しくは、法テラスのホームページをご参照ください。

[法テラス\(損害賠償命令制度\)](#)

### ■ 被害者参加について利用できる手続き

被害者参加とは、人の命や身体をわざと害するような犯罪や交通事件、性犯罪など、一定の種類の犯罪被害を受けた方々が、加害者とされた者(被告人)に刑罰を科すかどうか、科すとしたらどのような刑罰を科すかを定めるための裁判(刑事裁判)に、裁判所からの許可を得て被害者参加人として裁判に参加し、証人や被告人に質問をしたり、意見を述べたりすることができる制度です。

被害者参加人は、弁護士を依頼することができます。

弁護士に依頼するための費用をご自身で負担することが困難な被害者参加人のために、その弁護士費用を国が負担する制度、これが国選被害者参加弁護士制度です。この制度は、原則として預貯金などの資産の合計額が200万円未満の場合に利用することができます。

国選被害者参加弁護士は、被害者参加人の意見に基づいて、裁判所が選定します。選定申込みの窓口は法テラスですが、被害者参加をお考えになる前から弁護士に相談や依頼をしている場合には、その弁護士に選定申込みの手続きを頼むこともできます。

[法テラス\(被害者参加人のための国選弁護士制度\)](#)

## ■ その他の支援活動について利用できる手続き

その他、告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応など、犯罪被害者の方々のために弁護士が行う幅広い支援活動について、弁護士費用をご自身で負担することが困難な方々のためには、日弁連が実施している「犯罪被害者法律援助」の制度があります。

この制度を利用するためには、人の命や身体を害するような犯罪や性犯罪などの被害者の方々であって、原則として預貯金などの資産の合計額が200万円未満であることが必要です。

日弁連は、この制度の事務手続きを法テラスに委託していますので、事務取扱窓口は法テラスとなりますが、既に弁護士に相談している場合には、その弁護士に申込みの手続きを頼むこともできます。

[法テラス\(犯罪被害者法律援助\)](#)

### 各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧

詳しくは、各地の弁護士会にお問い合わせください。

[各弁護士会の犯罪被害者法律相談窓口一覧](#)

## 法テラス犯罪被害者支援について

### 犯罪被害者法律援助

#### 利用概要

生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方又はその親族若しくは遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際に、弁護士費用等を援助する制度です。

※殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど

※この委託援助事業は、日本弁護士連合会が受けたしよく罪寄附と、日本弁護士連合会が弁護士から集めた会費により運営されています。

#### 利用にあたって

##### 確認する要件

本制度を利用するには、上記対象者の要件に該当する他、申込者が以下の資力要件を満たし、事件について弁護士に依頼する必要性があり、且つ、相当性があることが必要です。なお、この制度は、法テラスや弁護士会等から紹介された弁護士、またはご自分で依頼した弁護士に法律相談をした上、当該弁護士が「本件については、前記条件を満たす」と判断した場合にのみ、利用申込が出来ます。

##### 資力要件

申込者の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、当該犯罪行為を原因として、申込日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が**200万円未満**である場合に利用できます(被害者参加人のための国選弁護制度を利用できる資力基準と同じです。)

ただし、医療費、教育費、借入金の返済金または家賃の支払いがあるなどやむを得ない事情により生計が困難と認められる場合は援助を開始することができます。

##### 要件確認の方法

法律相談をした弁護士が各要件を判断し、申込者と連名で法テラスに援助申込書を提出します。援助開始の決定は法テラスの地方事務所長が行います。

#### 利用に際して良くあるご質問

- Q** 窃盗罪や詐欺罪などの財産犯被害は、援助の対象に含まれないのですか。
- A** 原則として含まれません。ただし、著しく大きな精神的苦痛を被っているなど、財産被害の回復以外の刑事及び少年審判等手続・行政手続に関する援助活動が必要と考えられる場合には、援助の対象となります。
- Q** 「遺族」とはどの範囲の者ですか。
- A** 死亡した被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹です。事実上婚姻関係や親子関係と同様の関係にあった者も含まれます。
- Q** 示談や民事訴訟についても利用出来ますか。

**A** 示談については、刑事事件の延長としてなされる場合が多く、被疑者や被告人などから示談の申し入れを受けている被害者の場合は、検察官対応も予想されるため、本制度の利用が可能です。損害賠償を請求する場合、損害賠償について民事訴訟を提起する場合は、民事法律扶助の制度が利用可能なため、本制度の利用は出来ません。また、加害者が既に刑事事件について判決を受け、あるいは起訴猶予処分を受けるなど、刑事手続が終了している場合の示談も、刑事事件への関与がないので、民事法律扶助をご利用ください。

**Q** 配偶者暴力(DV)の事案では、どのような場合に利用出来ますか。

**A** 配偶者暴力(DV)の場合は、暴力を振るう配偶者を告訴するなど、刑事手続援助・行政手続援助を行う場合は利用可能です。しかし、裁判所に保護命令を申し立てることは民事法律扶助の対象で、日弁連委託援助は利用出来ません。

**Q** 援助費用について、負担を求められることはありますか。

**A** 援助した報酬、費用については、受任弁護士が、援助終了後の被援助者の経済状態を考慮して、負担していただくかどうかの意見を法テラスに提出します。法テラスは受任弁護士の意見を尊重して、負担していただくかどうかを決定します。ただし、被援助者が20歳未満のときは援助費用の負担はありません。また、援助活動の結果示談等が成立して、現実に利益が得られた場合は、未成年者を含め、金額に応じた割合で、受任弁護士に成功報酬を支払うこととなります。

**Q** 法テラスに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を依頼する際に、犯罪被害者法律援助の利用を併せてお願いすることはできますか。

**A** 法テラスにご連絡いただく際に、被害の状況や弁護士による法的支援を希望することと併せ、当制度の利用を希望している旨を担当者へお伝えください。弁護士をご紹介するに当たり、被害者の方が当制度の利用を希望されていることについても、予め担当者から弁護士にお伝えします。なお、当制度をご利用いただけるかどうかについては、法律相談をした弁護士が各要件を確認の上、判断します。確認の結果、要件を満たしていない場合には、ご利用いただけませんので、ご了承ください。



#### このページに関するアンケート

**Q1:**このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った      どちらともいえない      役に立たなかった

**Q2:**このページの情報は見つけやすかったですか？

見つけやすかった      どちらともいえない      見つけにくかった

**Q3:**ご意見があればお聞かせください。

[お願い]

寄せられた個別のご質問等についてはお答えいたしかねます。従って、個人情報は入力しないでください。

## 7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務（同条第1項）の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

### (1) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

#### ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

#### イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を充たした申込について、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等のすべての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円プラス交通費等の実費であり、弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

#### ウ 平成24年度の実績

平成24年度は5件の援助申込があり、総額1,500,000円の弁護士報酬を援助した。5件とも就籍許可の審判申立である。

なお、援助に要する費用はすべて、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託費から支出される。

### (2) 日本弁護士連合会委託援助業務

#### ア 業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環をなす事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障



害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士報酬や諸費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-1のとおりである。

資料 7-1 日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者（被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く）	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離婚訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	退院請求、処遇改善等の行政手続の代理
⑧	医療観察法の心神喪失者	退院許可申立・処遇改善等の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

#### イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を充たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を充たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込の受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が、事件の終結により金銭その他財



産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないといえなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続きは日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

#### ウ 平成24年度の実績

総申込受理件数について平成22年度は17,587件、平成23年度は19,826件であった。

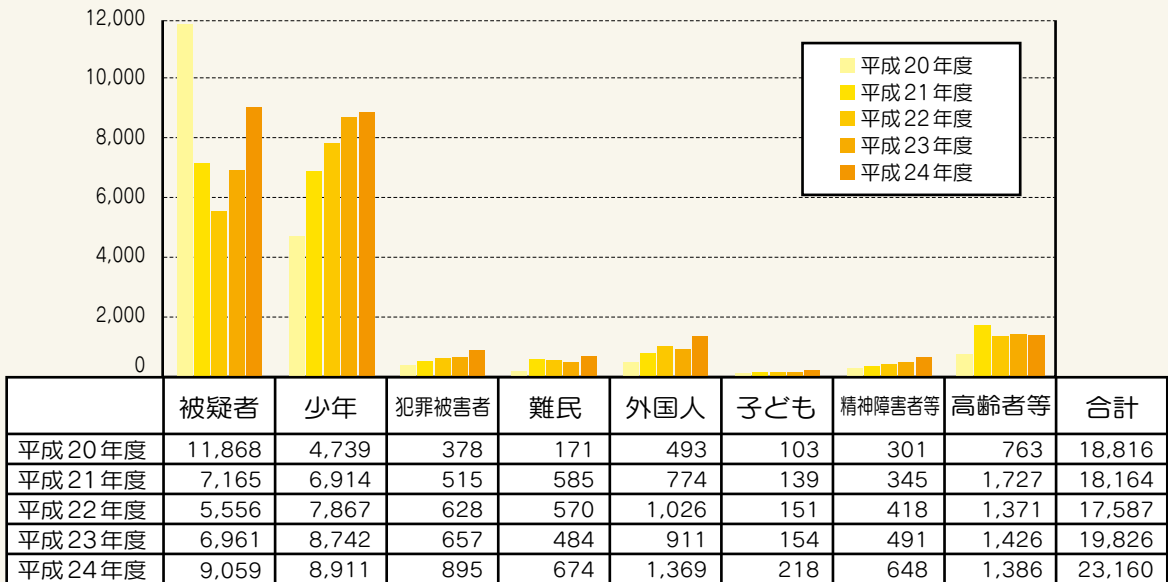
平成24年度は、23,160件の援助申込を受理し、平成19年10月1日からの受託業務開始以降最多である。平成23年度と比較しても3,334件の増加となっており、特に刑事被疑者弁護援助は2,098件増と大きく件数が増加した。平成21年5月に被疑者国選弁護対象事件が拡大されたことにより、平成22年度には申込受理件数が減少したものの、平成23年度以降は再び増加傾向にある。

各地方事務所における平成24年度の申込受理件数の実績は資料7-2、援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は資料7-3のとおりである。

資料 7-2 平成 24 年度申込受理件数 (地方事務所別)

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計
東京	2,447	852	156	456	56	730	25	271	4,993
神奈川	290	643	90	6	22	41	3	26	1,121
埼玉	508	567	40	64	2	43	3	120	1,347
千葉	460	452	19	6	5	49	4	73	1,068
茨城	48	117	6	9	3	63	1	12	259
栃木	21	131	4	0	0	1	0	3	160
群馬	51	155	9	4	1	16	0	8	244
静岡	172	141	13	0	2	4	1	30	363
山梨	24	53	1	0	0	0	11	2	91
長野	21	77	3	1	0	1	0	2	105
新潟	85	93	11	0	0	2	2	3	196
大阪	990	826	68	50	7	246	31	138	2,356
京都	228	232	34	0	17	3	12	28	554
兵庫	152	581	12	1	0	8	3	51	808
奈良	47	105	10	1	0	2	4	37	206
滋賀	36	70	6	0	0	0	0	10	122
和歌山	25	82	1	0	1	0	3	3	115
愛知	369	614	47	28	15	121	23	78	1,295
三重	16	127	2	0	1	0	1	14	161
岐阜	41	100	3	0	0	7	2	19	172
福井	38	34	6	0	0	2	0	15	95
石川	48	51	10	0	0	0	1	14	124
富山	26	33	2	0	0	0	0	20	81
広島	148	265	25	0	8	3	26	29	504
山口	40	62	2	0	2	0	1	3	110
岡山	268	144	32	30	14	7	4	22	521
鳥取	28	21	4	0	1	0	0	3	57
島根	55	30	6	0	2	1	4	11	109
福岡	694	596	56	17	24	4	412	174	1,977
佐賀	54	97	13	0	3	2	5	14	188
長崎	76	44	9	0	11	1	0	8	149
大分	66	69	14	0	0	2	2	0	153
熊本	54	186	9	0	0	1	1	7	258
鹿児島	44	63	23	0	0	0	35	3	168
宮崎	107	67	6	0	2	1	1	1	185
沖縄	97	195	15	0	0	1	0	4	312
宮城	281	140	21	0	0	2	5	24	473
福島	32	87	5	0	1	1	0	13	139
山形	72	28	1	0	0	0	0	10	111
岩手	70	19	6	0	1	0	3	1	100
秋田	28	27	2	0	0	1	0	1	59
青森	44	44	0	1	1	0	1	0	91
札幌	473	196	20	0	4	2	17	6	718
函館	42	30	12	0	0	0	0	3	87
旭川	33	21	2	0	0	0	0	1	57
釧路	26	29	12	0	2	0	0	1	70
香川	33	136	18	0	3	1	0	42	233
徳島	8	35	3	0	1	0	0	2	49
高知	23	59	24	0	5	0	0	9	120
愛媛	20	85	2	0	1	0	1	17	126
合計	9,059	8,911	895	674	218	1,369	648	1,386	23,160

資料 7-3 年度別事業種別申込受理件数



工 援助費用

援助費用については、平成22年度は、1,580,383,862円の援助がなされ、平成23年度は1,733,263,062円、平成24年度は1,957,342,243円であり、申込受理件数と同様、平成22年度の減少後、増額傾向にある。

なお、援助にかかる費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託費から支出される。各事業種別の費用の内訳は、資料7-4のとおりである。

資料 7-4 年度別事業種別受託業務費用

